

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年6月5日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601272号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700044号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成21年8月18日は73万4,000円から119万6,000円、平成22年6月30日は73万9,000円から121万8,000円、平成24年12月4日は73万8,000円から122万8,000円、平成25年7月4日は71万円から122万8,000円に訂正することが必要である。

平成21年8月18日、平成22年6月30日、平成24年12月4日及び平成25年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年8月18日、平成22年6月30日、平成24年12月4日及び平成25年7月4日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年8月18日  
② 平成22年6月30日  
③ 平成24年12月4日  
④ 平成25年7月4日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から④までに支給された賞与の記録が、実際に支給されていた賞与額に見合う標準賞与額となっていない。当該期間に係る正しい賞与額の届出を平成28年12月5日に行ったが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)として記録の訂正が行われた。しかし、当該期間に支給された賞与からは正しい厚生年金保険料が控除されているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から④までに係る賞与明細書及び「預金払戻請求書による振込受付書(兼振込手数料受取書)」並びに「平成21年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」、「平成22年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」、「平成24年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及

び「平成 25 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」によると、請求者は、当該期間に係るオンライン記録により確認できる保険給付の計算の基礎となる標準賞与額（請求期間①は 73 万 4,000 円、請求期間②は 73 万 9,000 円、請求期間③は 73 万 8,000 円、請求期間④は 71 万円）を超える賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から④までの標準賞与額については、前述の賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、請求期間①は 119 万 6,000 円、請求期間②は 121 万 8,000 円、請求期間③及び④は 122 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までについて、請求者の賞与額を誤って記載した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出後、当該賞与支払届に係る訂正届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 12 月 5 日に年金事務所に提出し、訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①から④までに係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。